

介護福祉士と 介護福祉士国家試験の概要

介護福祉士の概要

1 経緯

- 昭和62年3月23日に中央社会福祉審議会等福祉関係三審議会の合同企画分科会から出された「福祉関係者の資格制度の法制化について」(意見具申)に基づき、「社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)」が第108国会において昭和62年5月21日成立、同5月26日公布された。
- 平成23年1月に今後の介護人材養成の在り方に関する検討会から出された「今後の介護人材養成の在り方について」に基づき、第177国会において同法が改正され、平成23年6月22日公布された。
これにより、資格取得方法の一元化を内容とする平成19年の改正法の施行を3年間延期して平成27年4月から施行するとともに、新たにたんの吸引等の医行為が介護福祉士の業務内容として位置づけられることとなった。(平成27年4月施行)

2 概要

- 介護福祉士は、同法に基づく名称独占の国家資格であり、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護(喀痰吸引その他その者が日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの(厚生労働省で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。)を含む。)を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいう。
(※下線部は、平成27年4月施行)

3 資格取得方法

- 次の2つの方法がある。
 - ① 厚生労働大臣が指定した養成施設を卒業する方法(※平成27年度からは国家試験の受験義務有)
 - ② 3年以上介護等の業務に従事した者等が介護福祉士国家試験に合格する方法
(※平成27年度国家試験からは、受験前に実務者研修の修了義務有)

4 介護福祉士国家試験の概要

- 形態
 - ・ 年1回試験(第1次試験(筆記試験)、第2次試験(実技試験))
 - ・ 筆記試験については1月下旬、実技試験については3月上旬に実施。
- 筆記試験の試験科目
 - ・ 領域: 人間と社会(人間の尊厳と自立、人間関係とコミュニケーション、社会の理解)
 - ・ 領域: 介護(介護の基本、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程)
 - ・ 領域: 心とからだのしくみ(発達と老化の理解、認知症の理解、障害の理解、心とからだのしくみ)
 - ・ 総合問題
- 試験の実施状況(平成22年度実施の第23回試験結果)
受験者数154, 223人、合格者数74, 432人(合格率48. 3%)

5 資格者の登録状況

984, 466人(平成23年9月末現在)

今後の介護人材キャリアパス

【現在のキャリアパス】

資格取得後の
キャリアパスに十分
な仕組みがない！

介護福祉士

介護職員基礎研修
修了者

ホームヘルパー
1級修了者

ホームヘルパー
2級修了者

見直し

養成体系が複雑！

(養成施設ルート)

認定介護福祉士
(仮称)

介護福祉士

初任者研修修了者
(ホームヘルパー2級研修相当)

<実務者研修>

- 多様な生活障害をもつ利用者に質の高い介護を実践
- 介護技術の指導や職種間連携のキーパーソンとなり、チームケアの質を改善

- 利用者の状態像に応じた介護や他職種との連携等を行うための幅広い領域の知識・技術を修得し、的確な介護を実践

- 在宅・施設で働く上で必要となる基本的な知識・技術を修得し、指示を受けながら、介護業務を実践

喀痰吸引等の制度（全体像）

都道府県

- （主な業務）
- 研修機関の登録・指導監督
 - 事業者の登録・指導監督
 - 『認定証』の交付
 - 研修の実施 等

- 「登録基準」
- ・医療関係者との連携
 - ・介護福祉士の「実地研修」
 - ・安全確保措置
- を満たしていることが条件

- 「登録基準」
- ・適正な研修実施を
満たしていることが条件

登録研修機関

『喀痰吸引等研修』

講義＋演習＋実地研修

※3パターン

- ・不特定多数
- ・不特定多数(注)
- ・特定の者

(注)実地研修で気管カニューレ、経鼻経管栄養を除いた類型。

※登録事業者や養成施設も登録研修機関になりうる。

登録事業者

- 登録喀痰吸引等事業者(H27年度～)
- 登録特定行為事業者(H24年度～)

※医療機関は対象外

※介護福祉士が「実地研修」を修了していない場合は「実地研修」を実施

介護職員

- 認定特定行為業務従事者
(介護職員等であって、喀痰吸引等の業務の登録認定を受けた従事者)
- 介護福祉士(H27年度～)

※研修受講
→「認定証」交付
→事業者に勤務

※養成課程修了
→国家試験合格
→事業者に勤務

介護福祉士の養成施設

『医療的ケア』（喀痰吸引等）

講義＋演習（＋実地研修）
を養成課程の中で実施

施設・在宅どちらにおいても医療関係者との連携の下で安全に実施される「喀痰吸引等」の提供体制を構築

医師

連携体制

看護師

- ・医師の指示
 - ・看護職員との連携、役割分担
 - ・「計画書」・「報告書」作成
 - ・対象者本人や家族への説明と同意 等
- 介護職員

喀痰吸引等の提供

対象者

- 喀痰吸引
(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
- 経管栄養
(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)



介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度について

(「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正)

趣旨

- 介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できることとする。
- ☆たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、現在は、一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認されている状況。

実施可能な行為

- たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの
- ※ 保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、たんの吸引等を行うことを業とすることができる。
- ☆具体的な行為については省令で定める
 - ・たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
 - ・経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)

介護職員等の範囲

- 介護福祉士
 - ☆具体的な養成カリキュラムは省令で定める
- 介護福祉士以外の介護職員等
 - ☆一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定
 - ☆認定証の交付事務は都道府県が登録研修機関に委託可能

登録研修機関

- たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録(全ての要件に適合している場合は登録)
- 登録の要件
 - ☆基本研修、実地研修を行うこと
 - ☆医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事
 - ☆研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合
 - ☆具体的な要件については省令で定める
 - ※ 登録研修機関の指導監督に必要な登録の更新制、届出、改善命令等の規定を整備。

登録事業者

- 自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録(全ての要件に適合している場合は登録)
- 登録の要件
 - ☆医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保
 - ☆記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置
 - ☆具体的な要件については省令で定める
 - ※ 登録事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等の規定を整備。

<対象となる施設・事業所等の例>

- ・ 介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等)
- ・ 障害者支援施設等(通所施設及びケアホーム等)
- ・ 在宅(訪問介護、重度訪問介護(移動中や外出先を含む)等)
- ・ 特別支援学校

※医療機関は対象外

出典:介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会「中間まとめ」

実施時期及び経過措置

- 平成24年4月1日施行(介護福祉士については平成27年4月1日施行。ただし、それ以前であっても、一定の研修を受ければ実施可能。)
- 現在、一定の条件の下にたんの吸引等を実施している者が新たな制度の下でも実施できるために必要な経過措置⁵

介護業務の特性

介護を必要としている者の心身の状態や状況をアセスメントし、その状態や状況に応じた介護を実践。

1 利用者とのコミュニケーションの展開や自立に向けた生活支援

(例) 認知症の症状(記憶障害、徘徊等)を理解した上で、介護サービスを提供

○食事・排泄・入浴・移動介助 ○居住環境の整備 ○福祉用具の活用

2 医師、看護師、介護支援専門員等、他職種との連携

3 安全な介護の実施

○体調の確認と医療職への報告

○感染防止、安全の確保

○喀痰吸引・経管栄養の実施

4 介護技術・介護保険制度について、利用者、家族、他の介護職員への指導

5 介護記録の作成および報告

求められる介護福祉士像

これからの介護福祉士については、介護福祉士創設以降の変化とこれからの介護ニーズに対応し、介護サービスにおける中心的役割を担える人材として次のような人材養成における目標が考えられる。（平成18年12月12日 社会保障審議会福祉部会「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」）

- ① 尊厳を支えるケアの実践
- ② 現場で必要とされる実践的能力
- ③ 自立支援を重視し、これからの介護ニーズ、政策にも対応できる
- ④ 施設・地域（在宅）を通じた汎用性ある能力
- ⑤ 心理的・社会的支援の重視
- ⑥ 予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる
- ⑦ 多職種協働によるチームケア
- ⑧ 一人でも基本的な対応ができる
- ⑨ 「個別ケア」の実践
- ⑩ 利用者・家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録・記述力
- ⑪ 関連領域の基本的な理解
- ⑫ 高い倫理性の保持

介護福祉士養成の目標

資格取得時の到達目標

1. 他者に共感でき、相手の立場に立って考えられる姿勢を身につける
2. あらゆる介護場面に共通する基礎的な介護の知識・技術を習得する
3. 介護実践の根拠を理解する
4. 介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させることの意義について理解できる
5. 利用者本位のサービスを提供するため、多職種協働によるチームアプローチの必要性を理解できる
6. 介護に関する社会保障の制度、施策についての基本的理解ができる
7. 他の職種の役割を理解し、チームに参画する能力を養う
8. 利用者ができるだけなじみのある環境で日常生活が送れるよう、利用者ひとりひとりの生活している状態を的確に把握し、自立支援に資するサービスを総合的、計画的に提供できる能力を身につける
9. 円滑なコミュニケーションの取り方の基本を身につける
10. 的確な記録・記述の方法を身につける
11. 人権擁護の視点、職業倫理を身につける

資

格

取

得

時

の

介

護

福

祉

士

介護を必要とする幅広い利用者に対する基本的な介護を提供できる能力

求められる介護福祉士像

1. 尊厳を支えるケアの実践
2. 現場で必要とされる実践的能力
3. 自立支援を重視し、これからの介護ニーズ、政策にも対応できる
4. 施設・地域(在宅)を通じた汎用性ある能力
5. 心理的・社会的支援の重視
6. 予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる
7. 多職種協働によるチームケア
8. 一人でも基本的な対応ができる
9. 「個別ケア」の実践
10. 利用者・家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録・記述力
11. 関連領域の基本的な理解
12. 高い倫理性の保持

介護福祉士養成施設における新たな教育カリキュラム

【カリキュラム（2年課程の場合）】

教育内容	時間数
人間と社会	240時間
人間の尊厳と自立	30時間以上
人間関係とコミュニケーション	30時間以上
社会の理解	60時間以上
こころとからだのしくみ	300時間
発達と老化の理解	60時間
認知症の理解	60時間
障害の理解	60時間
こころとからだのしくみ	120時間
介護	1,260時間
介護の基本	180時間
コミュニケーション技術	60時間
生活支援技術	300時間
介護過程	150時間
介護総合演習	120時間
介護実習	450時間
合計	1,800時間

【新カリキュラム（2年課程の場合）】

教育内容	時間数
人間と社会	240時間
人間の尊厳と自立	30時間以上
人間関係とコミュニケーション	30時間以上
社会の理解	60時間以上
こころとからだのしくみ	300時間
発達と老化の理解	60時間
認知症の理解	60時間
障害の理解	60時間
こころとからだのしくみ	120時間
医療的ケア	50時間
介護	1,260時間
介護の基本	180時間
コミュニケーション技術	60時間
生活支援技術	300時間
介護過程	150時間
介護総合演習	120時間
介護実習	450時間
合計	1,850時間

平成27年4月より新カリキュラムへ移行

介護福祉士にかかる介護報酬の加算（サービス毎の具体的な要件）

サービス	要件
訪問入浴介護	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研修等を実施しており、次のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> ① 介護福祉士が30%以上配置されていること。 ② 介護福祉士及び介護職員基礎研修修了者の合計が50%以上配置されていること。
夜間対応型訪問介護	
訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問看護費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研修等を実施しており、かつ、次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 介護福祉士が30%以上配置されていること。 ② 介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修修了者の合計が50%以上配置されていること。
訪問看護	○ 研修等を実施しており、かつ、3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。
訪問リハビリテーション	○ 3年以上の勤続年数のある者が配置されていること。
通所介護 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 介護福祉士が40%以上配置されていること。 ② 3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。
療養通所介護	○ 3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。
小規模多機能型居宅介護 複合型サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研修等を実施しており、かつ、次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 介護福祉士が40%以上配置されていること。 ② 常勤職員が60%以上配置されていること。 ③ 3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。
認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 短期入所生活介護 短期入所療養介護	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 介護福祉士が50%以上配置されていること。 ② 常勤職員が75%以上配置されていること。 ③ 3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。

※1 訪問介護及び居宅介護支援については、特定事業所加算。

※2 表中①・②・③の単位設定がされているものについては、いずれか一つのみを算定することができる。

※3 介護福祉士に係る要件は「介護職員の総数に占める介護福祉士の割合」、常勤職員に係る要件は「看護・介護職員の総数に占める常勤職員の割合」、勤続年数に係る要件は「利用者にサービスを直接提供する職員の総数に占める3年以上勤続職員の割合」である。

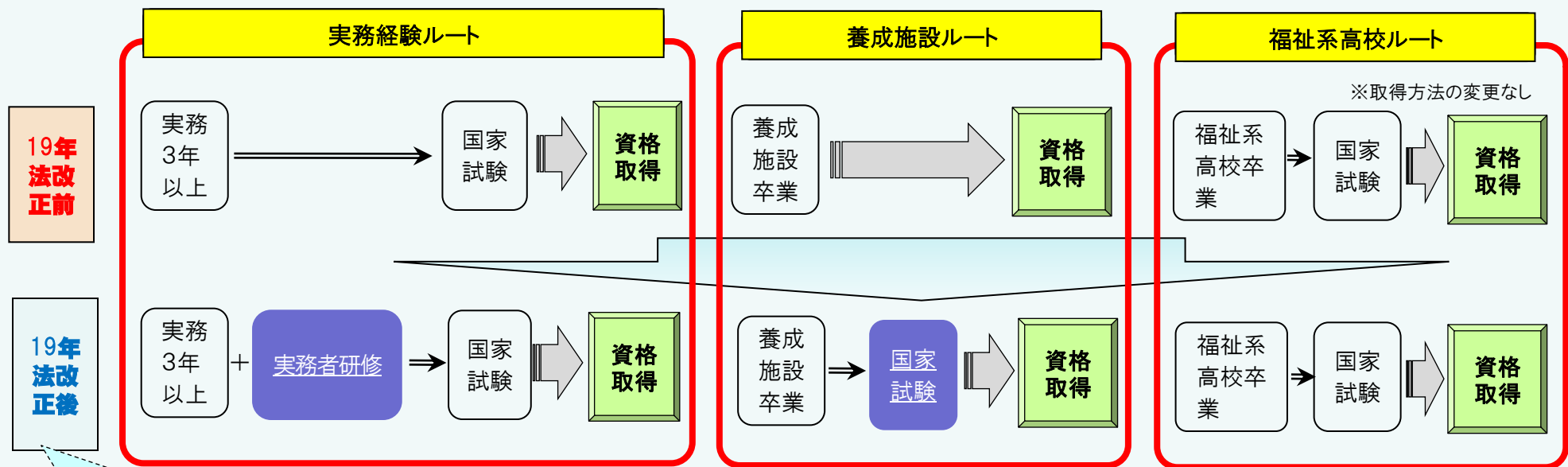
訪問介護におけるサービス提供責任者の要件

- サービス提供責任者は、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員1級課程修了者又は訪問介護員2級課程修了者であって、専ら指定訪問介護の職務に従事するもの(原則として常勤の者)をもってあてなければならない。

介護福祉士国家試験の概要

- 1. 根拠** 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年5月26日法律第30号）
○介護福祉士試験は、介護福祉士として必要な知識及び技能について行う。（第40条）
- 2. 受験資格**
 - ① 学校教育法 に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもののにおいて三年以上（専攻科において二年以上必要な知識及び技能を修得する場合にあっては、二年以上）介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者
 - ② 三年以上介護等の業務に従事した者
 - ③ 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの

3. 資格取得ルート



施行を3年延期(平成27年度より)

4. 資格種類 国家資格（名称独占）
5. 指定試験機関 財団法人 社会福祉振興・試験センター
6. 開始年 平成元年
7. 試験形式 筆記試験（10科目群、五肢択一マークシート方式、出題数：120問、総試験時間数：210分）

10科目群

- ①人間の尊厳と自立、介護の基本 ②人間関係とコミュニケーション、コミュニケーション技術
③社会の理解 ④生活支援技術 ⑤介護過程 ⑥発達と老化の理解 ⑦認知症の理解
⑧障害の理解 ⑨こころとからだのしくみ ⑩総合問題

実技試験（介護等に関する専門的技術）

※介護技術講習修了者は、実技試験免除

8. 合格基準 筆記試験
- ア 問題の総得点の60%程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者。
- イ アを満たした者のうち、試験科目10科目群すべてにおいて得点があった者。
- 実技試験
- 課題の総得点の60%程度を基準として、課題の難易度で補正した点数以上の得点の者。

8. 試験回数 年1回（筆記：1月下旬、実技：3月上旬）

9. 開催地 日本 ※24年(第24回)試験 筆記：28都道府県、実技：12都道府県

10. 身体に障害のある方等の受験上の配慮

- 拡大文字、点字による試験
- 試験時間の延長（弱視者等受験者：275分（1.3倍）、点字等受験者315分（1.5倍））
- 手話通訳者の付与 等

国家試験の基本的性格について

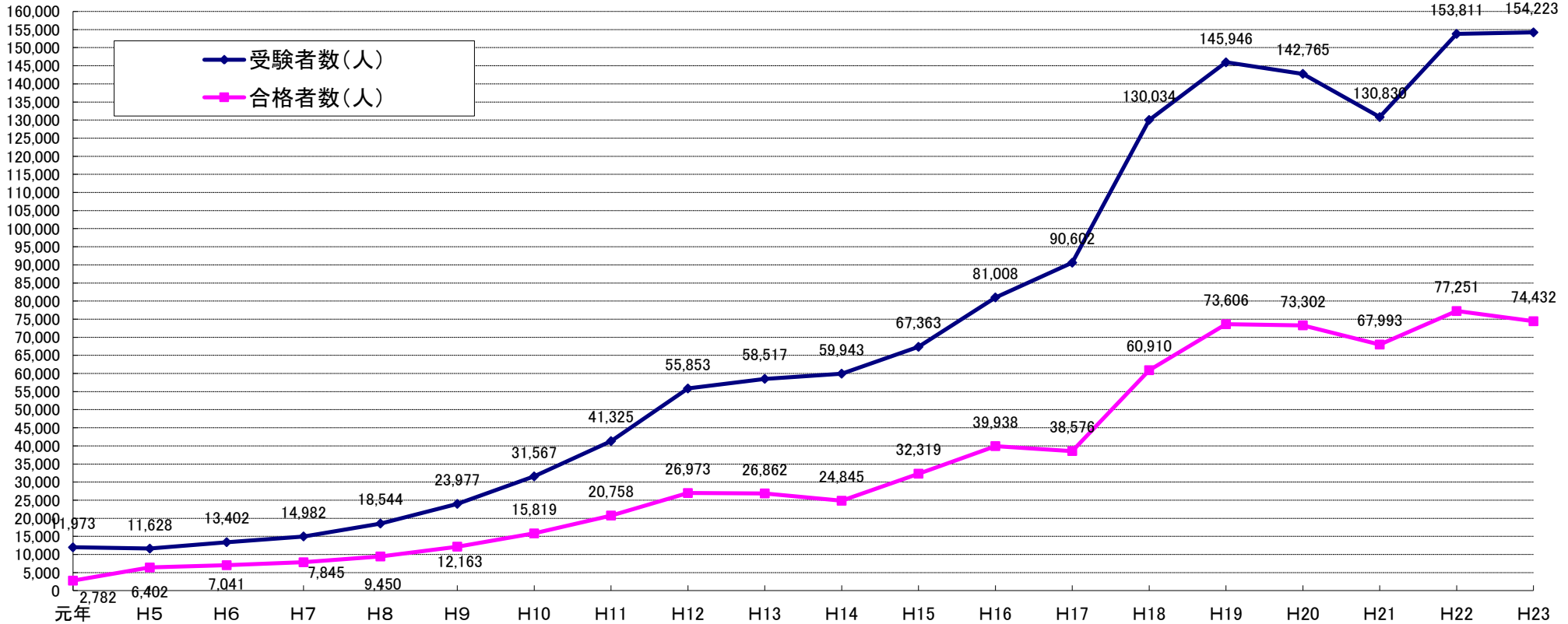
「社会福祉士及び介護福祉士国家試験の在り方に関する検討会報告書」より抜粋

- 社会福祉士・介護福祉士国家試験は、基本的に、
 - ① 社会福祉士にあっては「相談援助」を実践する専門職として、
 - ② 介護福祉士にあっては「**介護**」を実践する**専門職**として、それぞれ必要とされる基本的な知識及び技術が網羅的に備わっていることを確認・評価するものとして位置付けられる。

また、国家試験は、養成課程における教育内容の標準化を図るとともに、充実を促進する機能も有している。

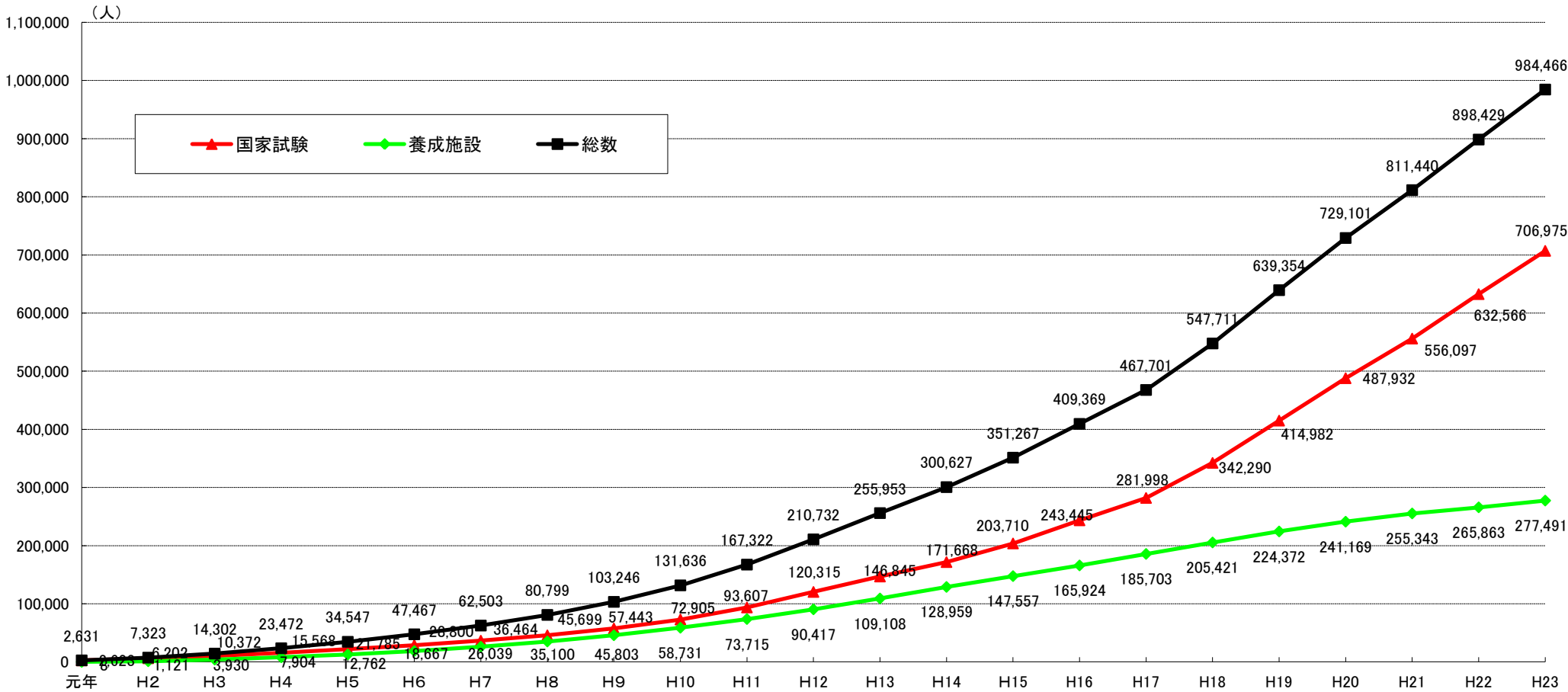
- こうした点を踏まえ、国家試験においては、専門職としての実践を行う上で必要不可欠な知識及び技術に焦点を当てて出題すべきであり、実践の場面での判断力を問う問題であることを意識しながら、問題作成が行われることが必要である。

介護福祉士試験受験者・合格者の推移



	元年	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	総計
受験者数(人)	11,973	9,868	9,516	9,987	11,628	13,402	14,982	18,544	23,977	31,567	41,325	55,853	58,517	59,943	67,363	81,008	90,602	130,034	145,946	142,765	130,830	153,811	154,223	1,467,664
合格者数(人)	2,782	3,664	4,498	5,379	6,402	7,041	7,845	9,450	12,163	15,819	20,758	26,973	26,862	24,845	32,319	39,938	38,576	60,910	73,606	73,302	67,993	77,251	74,432	712,808
合格率(%)	23.2	37.1	47.3	53.9	55.1	52.5	52.4	51.0	50.7	50.1	50.2	48.3	45.9	41.4	48.0	49.3	42.6	46.8	50.4	51.3%	52.0%	50.2%	48.3%	48.6%

介護福祉士登録者の推移

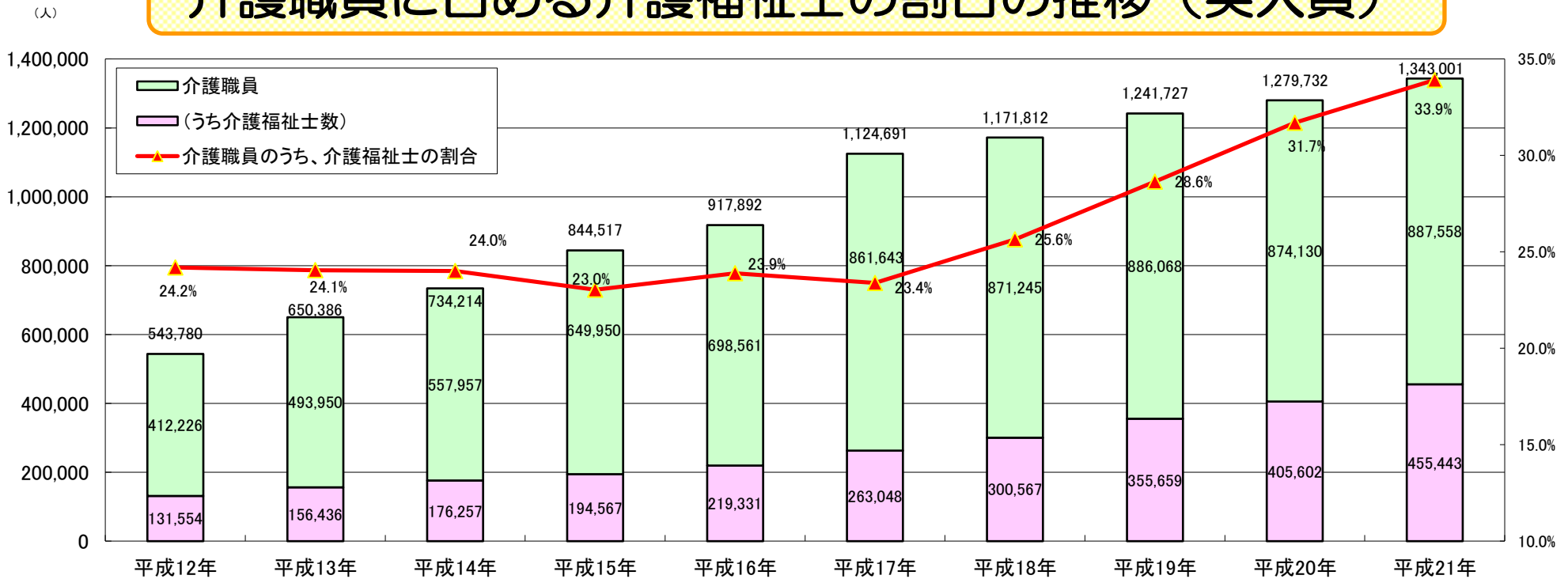


	元年	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
国家試験	2,623	6,202	10,372	15,568	21,785	28,800	36,464	45,699	57,443	72,905	93,607	120,315	146,845	171,668	203,710	243,445	281,998	342,290	414,982	487,932	556,097	632,566	706,975
養成施設	8	1,121	3,930	7,904	12,762	18,667	26,039	35,100	45,803	58,731	73,715	90,417	109,108	128,959	147,557	165,924	185,703	205,421	224,372	241,169	255,343	265,863	277,491
総数	2,631	7,323	14,302	23,472	34,547	47,467	62,503	80,799	103,246	131,636	167,322	210,732	255,953	300,627	351,267	409,369	467,701	547,711	639,354	729,101	811,440	898,429	984,466
単年度増加数	2,631	4,692	6,979	9,170	11,075	12,920	15,036	18,296	22,447	28,390	35,686	43,410	45,221	44,674	50,640	58,102	58,332	80,010	91,643	89,747	82,339	86,989	86,037

注： 人数は、各年度9月末の登録者数。

資料出所：財団法人社会福祉振興・試験センター調べ

介護職員に占める介護福祉士の割合の推移（実人員）



単位：人(実数)

		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
合 計	【介護職員】	548,924	661,588	755,810	884,981	1,002,144	1,124,691	1,171,812	1,241,727	1,279,732	1,343,001
	《介護職員》(介護福祉士数把握可能な施設・サービスのみ)[a]	543,780	650,386	734,214	844,517	917,892	1,124,691	1,171,812	1,241,727	1,279,732	1,343,001
	(うち介護福祉士数)[b]	131,554	156,436	176,257	194,567	219,331	263,048	300,567	355,659	405,602	455,443
	介護職員のうち、介護福祉士の割合 [b/a*100]	24.2%	24.1%	24.0%	23.0%	23.9%	23.4%	25.6%	28.6%	31.7%	33.9%

※介護職員数は実人員。

※平成19年以降の在宅サービスには、「夜間対応型訪問介護」、「認知症対応型通所介護」、「小規模多機能型居宅介護」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」、「地域密着型介護老人福祉施設」に勤務する介護職員数を含む。

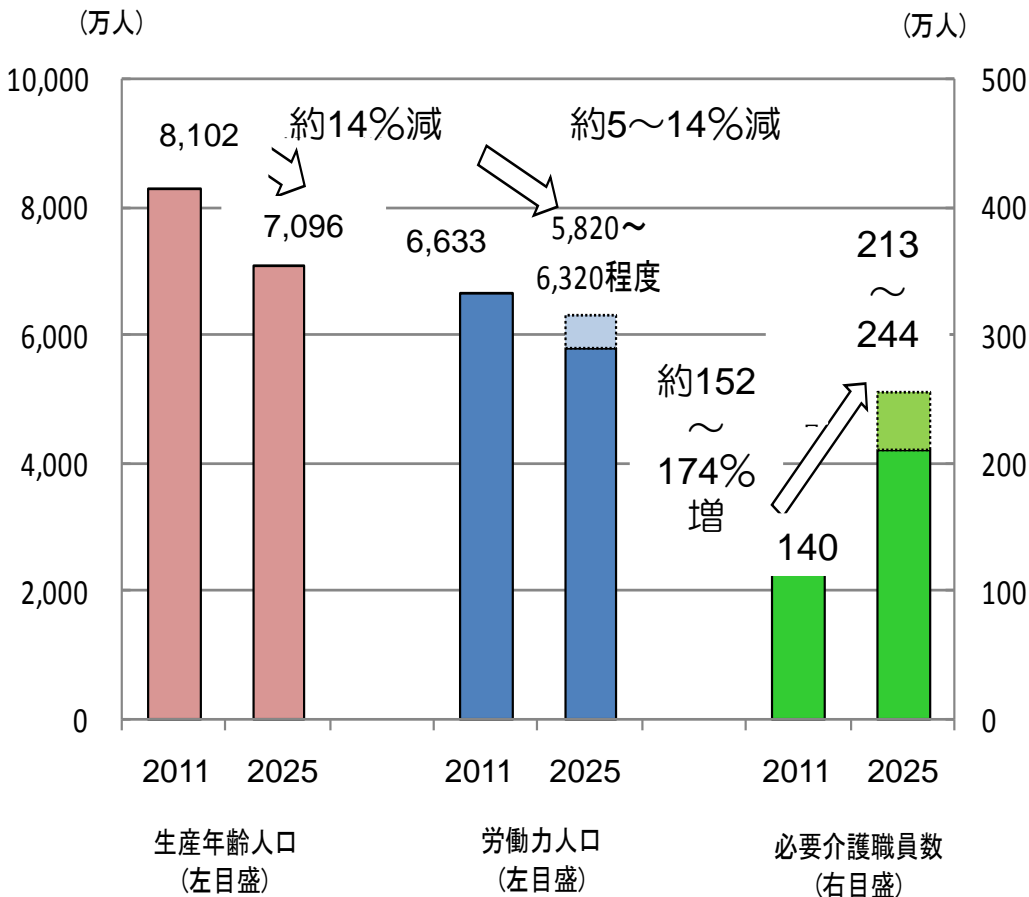
※上記グラフの数は、回収した調査票に基づく実数である。また、平成21年については、平成20年までの県、市を通じた調査方法から、事業所に直接郵送による調査方法に変更したことにより、調査票の回収率が約6%下がった(H19:96.7%、H20:97.2% → H21:91.2%)ことに留意する必要がある。

資料出所：「介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省大臣官房統計情報部)

介護の担い手と介護職員の見通し

- 2011年から2025年にかけて、生産年齢(15～64歳)人口は約14%減少し、労働力人口も約5～14%程度減少すると見込まれる。一方、必要となる介護職員数は約152～174%増と推計される。
- この結果、現行のサービス水準を維持・改善しようとする場合、労働力人口に占める介護職員数の割合は、2011年から2025年にかけて、1.8倍以上(年平均で5～7万人の増)になる必要がある見込。

生産年齢人口、労働力人口、必要介護職員数の見通し(試算)



労働力人口に占める介護職員数の割合

	2011年	2025年
介護職員数	140万人	213～244万人
労働力人口	6,633万人	5,820～6,320万人
割合	2.1%	3.7～3.9%

(資料出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18(2006)年12月推計)」、
雇用政策研究会「労働力人口の見通し(平成19年12月)」、**社会保障集中検討会議**
(H23.6.2)「医療・介護に係る長期推計」、総務省「労働力調査」

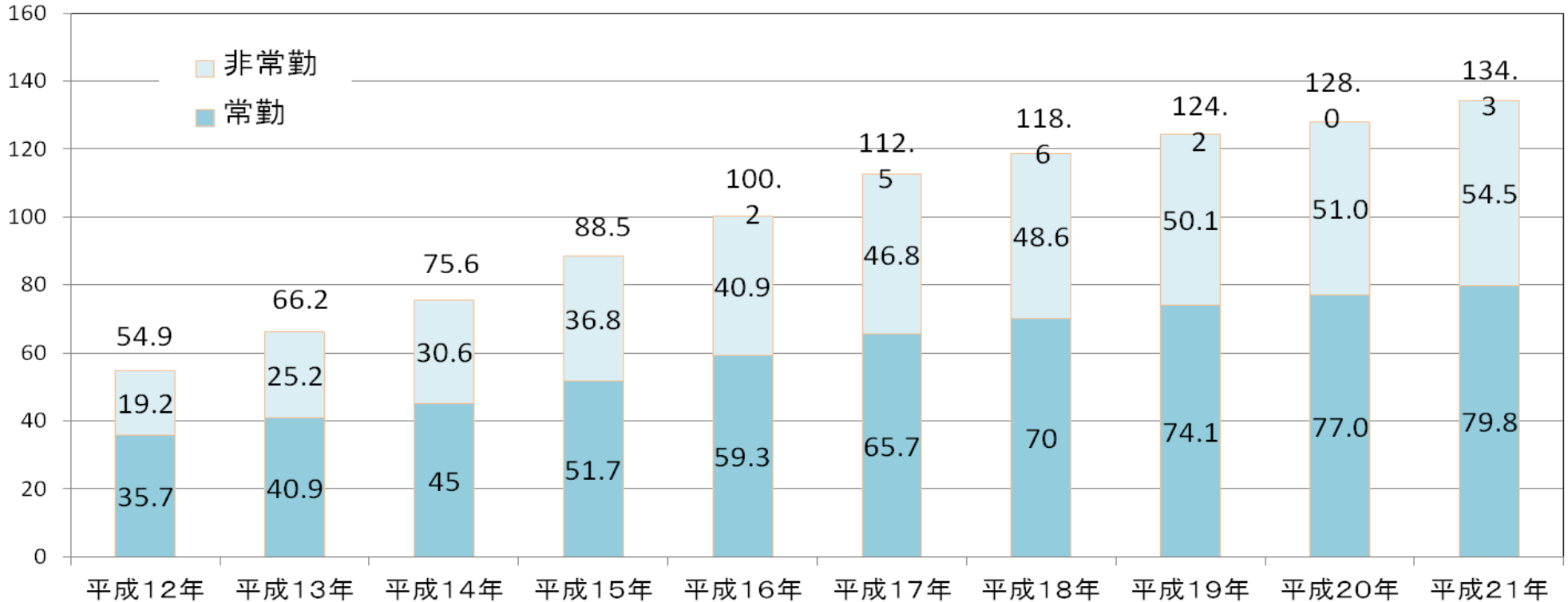
注) 2011年の労働力人口は、2006年の労働力人口が、2012年まで平均的に減少すると仮定して計算した場合の2011年の数値。
2025年の生産年齢人口は出生中位(死亡中位)推計の値。労働力人口は2017年から2030年の「労働市場への参加が進んだケース」と「進まないケース」が平均的に減少すると仮定して試算したもの。2025年の介護職員数は長期推計の現状シナリオ及び改革シナリオの値。

介護職員数の推移

介護保険制度の創設以後、介護職員数は、年平均で約8.8万人（年率約27%）増加しており、倍以上になっている。

介護職員の実数の推移

（単位：万人）



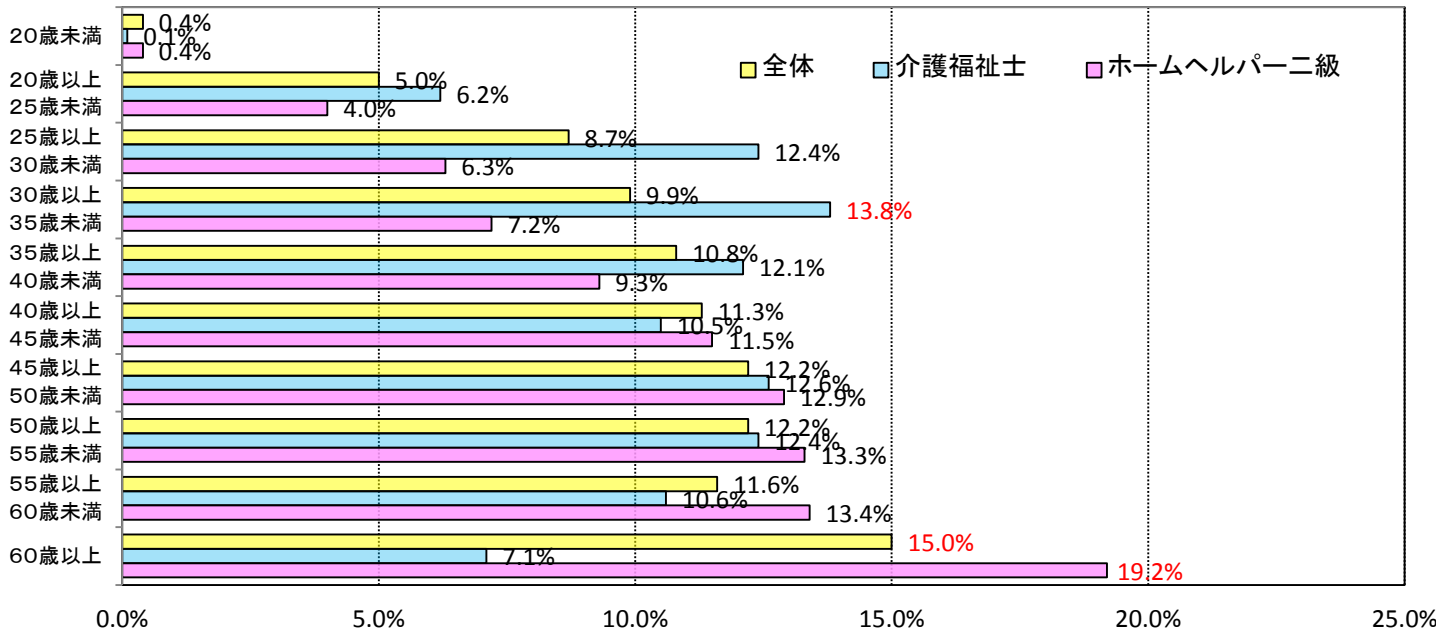
（注1）介護職員とは、直接介護を行う従事者であり、訪問介護員も含む。

（注2）各年の介護サービス施設・事業所調査の数値の合計から算出しているため、年ごとに、調査対象サービスの範囲に相違があり、以下のサービスの介護職員については、含まれていない。（訪問リハビリテーション：平成12～21年、通所リハビリテーション：平成12年、特定施設入居者生活介護：平成12～15年、地域密着型介護老人福祉施設：平成18年）

（注3）上記グラフの数は、回収した調査票に基づく実数である。また、平成21年については、平成20年までの県、市を通じた調査方法から、事業所に直接郵送による調査方法に変更したことにより、調査票の回収率が約6%下がった（H19:96.7%、H20:97.2% → H21:91.2%）ことに留意する必要がある。

介護福祉士等の年齢階層、平均年齢

	20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	50歳以上 55歳未満	55歳以上 60歳未満	60歳以上
全体	0.4%	5.0%	8.7%	9.9%	10.8%	11.3%	12.2%	12.2%	11.6%	15.0%
介護福祉士	0.1%	6.2%	12.4%	13.8%	12.1%	10.5%	12.6%	12.4%	10.6%	7.1%
介護職員基礎研修	0.2%	2.4%	7.1%	10.8%	10.7%	10.2%	13.1%	15.5%	12.7%	15.5%
ホームヘルパー一級	0.2%	3.2%	6.6%	7.7%	7.0%	8.1%	12.2%	14.0%	19.0%	20.3%
ホームヘルパー二級	0.4%	4.0%	6.3%	7.2%	9.3%	11.5%	12.9%	13.3%	13.4%	19.2%
介護支援専門員	-	0.0%	2.4%	11.0%	15.0%	13.3%	15.7%	15.6%	13.6%	11.1%
看護師・准看護師	0.0%	0.8%	3.3%	8.1%	11.4%	14.7%	16.5%	14.9%	12.2%	14.9%
PT・OT・ST	-	6.7%	19.7%	24.8%	18.9%	12.6%	7.5%	3.4%	1.8%	1.8%
社会福祉士	-	7.6%	23.1%	21.0%	15.5%	7.7%	7.9%	5.8%	5.3%	3.8%
福祉用具専門相談員	0.2%	3.5%	9.3%	15.6%	14.6%	9.1%	9.3%	13.1%	9.8%	11.9%
管理栄養士・栄養士	-	6.2%	15.2%	15.4%	13.8%	9.4%	11.0%	12.7%	7.4%	6.5%
その他の資格	0.1%	6.8%	13.1%	12.8%	11.8%	10.6%	10.6%	10.6%	10.8%	11.0%
無資格	3.1%	10.1%	9.7%	9.0%	11.5%	9.7%	8.7%	9.1%	9.0%	17.5%



保有資格	平均年齢
全体	45.0歳
介護福祉士	41.8歳
介護職員基礎研修	46.3歳
ホームヘルパー一級	48.6歳
ホームヘルパー二級	47.3歳
介護支援専門員	46.6歳
看護師・准看護師	47.6歳
PT・OT・ST	35.6歳
社会福祉士	36.7歳
福祉用具専門相談員	43.5歳
管理栄養士・栄養士	40.4歳
その他の資格	42.4歳
無資格	42.9歳

資料出所：平成22年度介護労働実態調査（財団法人介護労働安定センター）

注：保有資格は複数回答

介護労働者の保有資格別賃金

○ 勤続年数、平均年齢等の要素の違いがあり、単純な比較はできないが、介護福祉士の平均月給は、ホームヘルパー2級取得者よりも2.3万円程度高い。

1か月の実賃金（月給の者）

保有資格	平均実賃金
介護福祉士	236,628円
ホームヘルパー2級	213,494円
介護支援専門員（ケアマネジャー）	275,421円
無資格	201,072円